

○横浜市スポーツ施設条例

平成 10 年 3 月 25 日
条例第 18 号

横浜市スポーツ施設条例をここに公布する。

横浜市スポーツ施設条例 (設置)

第 1 条 スポーツ、レクリエーション等の振興を図り、市民の心身の健全な発達に寄与するため、横浜市に次のスポーツ施設を設置する。

名称	位置
横浜国際プール	横浜市都筑区
横浜文化体育館	横浜市中区
横浜市鶴見スポーツセンター	横浜市鶴見区
横浜市神奈川スポーツセンター	横浜市神奈川区
横浜市西スポーツセンター	横浜市西区
横浜市中スポーツセンター	横浜市中区
横浜市南スポーツセンター	横浜市南区
横浜市港南スポーツセンター	横浜市港南区
横浜市保土ヶ谷スポーツセンター	横浜市保土ヶ谷区
横浜市旭スポーツセンター	横浜市旭区
横浜市磯子スポーツセンター	横浜市磯子区
横浜市金沢スポーツセンター	横浜市金沢区
横浜市港北スポーツセンター	横浜市港北区
横浜市緑スポーツセンター	横浜市緑区
横浜市青葉スポーツセンター	横浜市青葉区
横浜市都筑スポーツセンター	横浜市都筑区
横浜市戸塚スポーツセンター	横浜市戸塚区
横浜市栄スポーツセンター	横浜市栄区
横浜市泉スポーツセンター	横浜市泉区
横浜市瀬谷スポーツセンター	横浜市瀬谷区

(平 17 条例 28・一部改正)

(事業)

第 2 条 スポーツ施設は、次の事業を行う。

- (1) スポーツ、レクリエーション、文化活動等のための施設の提供に関すること。
- (2) スポーツ及びレクリエーションの指導及び普及に関すること。
- (3) スポーツ及びレクリエーションに関する情報の収集及び提供に関すること。
- (4) スポーツ及び体力づくりに関する相談に関すること。
- (5) その他前各号に準ずる事業

(開館時間等)

第 3 条 スポーツ施設の開館時間及び休館日は、規則で定める。

(平 20 条例 2・一部改正)

(指定管理者の指定等)

第4条 次に掲げるスポーツ施設の管理に関する業務は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、指定管理者(同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせるものとする。

- (1) スポーツ施設の利用の許可等に関すること。
- (2) [第2条](#)に規定する事業の実施に関すること。
- (3) スポーツ施設の施設及び設備の維持管理に関すること。
- (4) その他市長が定める業務

2 市長は、指定管理者を指定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、公募するものとする。

3 指定管理者の指定を受けようとするものは、事業計画書その他規則で定める書類を市長に提出しなければならない。

4 市長は、前項の規定により提出された書類を審査し、かつ、実績等を考慮して、スポーツ施設の設置の目的を最も効果的に達成することができると認めたものを指定管理者として指定する。

(平17条例28・追加、平20条例2・一部改正)

(指定管理者の指定等の公告)

第5条 市長は、指定管理者の指定をしたとき、及びその指定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

(平17条例28・追加、平20条例2・一部改正)

(利用の許可)

第6条 スポーツ施設を利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の許可にスポーツ施設の管理上必要な条件を付けることができる。

3 指定管理者は、スポーツ施設の利用が次のいずれかに該当する場合は、利用を許可しないものとする。

- (1) スポーツ施設における秩序を乱し、又は公益を害するおそれがあるとき。
- (2) スポーツ施設の設置の目的に反するとき。
- (3) スポーツ施設の管理上支障があるとき。
- (4) その他指定管理者が必要と認めたとき。

(平17条例28・旧第4条線下・一部改正)

(特別の設備の設置の許可)

第7条 前条第1項の規定により許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、スポーツ施設に特別の設備を設置しようとするときは、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の許可について準用する。

3 スポーツ施設に特別の設備を設置した者は、スポーツ施設の利用を終了したときは、直ちに、これを撤去し、原状に復さなければならない。[第10条](#)の規定により許可を取り消され、又は利用を停止された場合も、同様とする。

(平17条例28・旧第5条線下・一部改正)

(物品販売等の許可)

第8条 利用者は、スポーツ施設において次に掲げる行為をしようとするときは、指定管理者の許可を受けなければならない。

- (1) 物品の販売その他これに類する行為
- (2) 寄附の勧誘
- (3) 広告物の掲示及び配布
- (4) その他規則で定める行為

- 2 第6条第2項及び第3項の規定は、前項の許可について準用する。
(平17条例28・旧第6条繰下・一部改正、平20条例2・一部改正)
(許可の手續)
- 第9条 第6条第1項、第7条第1項及び前条第1項の許可の手續について必要な事項は、規則で定める。
(平17条例28・旧第7条繰下・一部改正、平20条例2・一部改正)
(許可の取消し等)
- 第10条 指定管理者は、利用者が次のいずれかに該当する場合は、第6条第1項、第7条第1項若しくは第8条第1項の規定による許可を取り消し、又はスポーツ施設の利用を制限し、若しくは停止させることができる。
- (1) 第6条第3項各号のいずれかに該当するに至ったとき。
(2) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
(3) この条例に基づく許可の条件に違反したとき。
(平17条例28・旧第8条繰下・一部改正、平20条例2・一部改正)
(入館の制限)
- 第11条 指定管理者は、スポーツ施設の入館者が次のいずれかに該当する場合は、入館を拒み、又は退館を命ずることができる。
- (1) 他の入館者に迷惑をかけ、又は迷惑をかけるおそれがあるとき。
(2) その他スポーツ施設の管理上支障があるとき。
(平17条例28・旧第9条繰下・一部改正)
(利用料金)
- 第12条 利用者は、指定管理者に対し、その利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を支払わなければならない。
- 2 利用料金は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。
- 3 利用料金は、前納とする。ただし、必要があると認められる場合又は規則で定める場合は、指定管理者は、後納とすることができる。
(平17条例28・旧第11条繰下・一部改正、平20条例2・一部改正)
(利用料金の減免)
- 第13条 指定管理者は、必要があると認められる場合又は規則で定める場合は、利用料金の全部又は一部を免除することができる。
(平17条例28・旧第12条繰下・一部改正、平20条例2・一部改正)
(利用料金の不返還)
- 第14条 既納の利用料金は、返還しない。ただし、必要があると認められる場合又は規則で定める場合は、指定管理者は、その全部又は一部を返還することができる。
(平17条例28・旧第13条繰下・一部改正、平20条例2・一部改正)
(委任)
- 第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。
(平17条例28・旧第14条繰下、平20条例2・一部改正)
- 附 則
(施行期日)
- 1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。ただし、横浜国際プールに係る規定は、平成10年7月4日から施行する。
(横浜文化体育館条例等の廃止)
- 2 次に掲げる条例は、廃止する。
- (1) 横浜文化体育館条例(昭和36年3月横浜市条例第53号)

(2) 横浜市スポーツセンター条例(昭和 55 年 10 月横浜市条例第 51 号)

(経過措置)

- 3 この条例の施行の日前に前項の規定による廃止前の横浜文化体育館条例及び横浜市スポーツセンター条例(以下「旧条例」という。)の規定によってした申請及び許可は、この条例の相当規定によってしたものとみなす。
- 4 この条例の施行の際既に旧条例の規定に基づき施設の使用の申請を行っている者に係る当該施設の料金の納付等に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則(平成 17 年 2 月条例第 28 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 1 条の表の改正規定は、教育委員会規則で定める日から施行する。

(平成 18 年 3 月教委規則第 5 号により同年同月 21 日から施行)

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の横浜市スポーツ施設条例第 10 条の規定によりその管理に関する事務を委託しているスポーツ施設については、地方自治法の一部を改正する法律(平成 15 年法律第 81 号)附則第 2 条に規定する日までの間は、なお従前の例による。

附 則(平成 17 年 12 月条例第 128 号)

この条例は、教育委員会規則で定める日から施行する。

(平成 18 年 12 月教委規則第 30 号により平成 19 年 1 月 1 日から施行)

附 則(平成 20 年 2 月条例第 2 号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

(横浜市スポーツ施設条例の一部改正に伴う経過措置)

- 7 施行日前に前項の規定による改正前の横浜市スポーツ施設条例の規定により行った処分その他の行為は、同項の規定による改正後の横浜市スポーツ施設条例の相当規定に基づいて行った処分その他の行為とみなす。

別表(第 12 条第 2 項)

(平 17 条例 28・平 17 条例 128・平 20 条例 2・一部改正)

(1) 横浜国際プール

種別		単位	利用料金	
個人利用	メインプール ダイビングプール サブプール	1 人 2 時間 につき	円 700 中学生以下の者 350	
	トレーニングルーム		500 中学生以下の者 250	
	サブアリーナ		300 中学生以下の者 150	
	スポーツフロア(テニスコートとして利用する場合)		1 面 2 時間 につき	14,000
貸切	メインプール アマチュア又はアマチュア競技団	入場料等を徴収しない場合	1 日につき	192,000

利用		体が利用する場合	入場料等を徴収する場合		384,000	
		その他の場合	入場料等を徴収しない場合		768,000	
			入場料等を徴収する場合		1,536,000	
	ダイビングプール	アマチュア又はアマチュア競技団体が利用する場合	入場料等を徴収しない場合		76,000	
			入場料等を徴収する場合		152,000	
		その他の場合	入場料等を徴収しない場合		304,000	
			入場料等を徴収する場合		608,000	
	スポーツフロア	アマチュア又はアマチュア競技団体が利用する場合	入場料等を徴収しない場合		72,000	
			入場料等を徴収する場合		152,000	
		その他の場合	入場料等を徴収しない場合		360,000	
			入場料等を徴収する場合		1,440,000	
	サブプール	アマチュア又はアマチュア競技団体が利用する場合	入場料等を徴収しない場合		153,000	
			入場料等を徴収する場合		306,000	
		その他の場合	入場料等を徴収しない場合		612,000	
			入場料等を徴収する場合		1,224,000	
	サブアリーナ					21,000
	観客席					150,000
	多目的ホール					45,000
	会議室					18,000
	多目的コート				1面1日につき	34,000
駐車場		大型車	1台2時間につき		1,500	
		その他のもの	につき		500	
附帯設備				1式又は1台、1日に	312,000	

	つき	
--	----	--

(2) 横浜文化体育館

種別		単位	利用料金	
貸切利用	ホール	1日につき	入場料等を徴収しない場合	円 200,000
			入場料等を徴収する場合	750,000
	トレーニングルーム		10,000	
	平沼記念レストハウス		特別会議室	10,000
			会議室	8,000
駐車場	大型車	1台2時間につき	2,400	
	その他のもの		800	
附帯設備		1式又は1台、1日につき	360,000	

(3) スポーツセンター

種別		単位	利用料金		
個人利用	体育室	1人1日につき	円 600		
	弓道場		中学生以下の者 150		
	トレーニング室 ウェイトリフティング室		900 中学生以下の者 300		
	プール インラインホッケーコート	1人2時間につき	600 中学生以下の者 200		
貸切利用	第1体育室	1日につき	入場料等を徴収しない場合	20,000	
			入場料等を徴収する場合	80,000	
	第2体育室		10,000		
	第3体育室		5,000		
	インラインホッケーコート		30,000		
	スポーツスタジオ		8,000		
	弓道場		5,000		
	研修室		4,000		
	テニスコート(横浜市保土ヶ谷スポーツセンター及び横浜市港北スポーツセンターに限る。)		1面1日につき	36,000	
	プール		1コース1日につき	18,000	

駐車場(横浜市鶴見スポーツセンター、横浜市神奈川スポーツセンター、横浜市西スポーツセンター、横浜市中スポーツセンター、横浜市南スポーツセンター、横浜市保土ヶ谷スポーツセンター、横浜市旭スポーツセンター、横浜市金沢スポーツセンター、横浜市港北スポーツセンター、横浜市都筑スポーツセンター、横浜市戸塚スポーツセンター、横浜市泉スポーツセンター及び横浜市瀬谷スポーツセンターに限る。)	大型車	1台2時間につき	1,500
	その他のもの		500
附帯設備		1式又は1台、1日につき	24,000

(4) 備考

ア 「1日」とは、[第3条](#)の規定により規則で定める正規の開館時間をいう。

イ 「入場料等」とは、利用者が入場者から徴収する入場料その他これに類する料金をいう。

ウ 横浜国際プールを貸切利用する者が、入場者から入場料等を徴収する場合は、徴収した入場料等の総額に10分の1を乗じて得た額を加算する。

エ 施設の貸切利用及び附帯設備の利用が、[第3条](#)の規定により規則で定める正規の開館時間以外の時間(以下「時間外」という。)にわたった場合の当該時間外に係る利用料金の額は、時間外における利用1時間につき、この表に定める当該施設及び附帯設備の1日当たりの利用料金の額に12分の1を乗じて得た額に、1.25を乗じて得た額とする。この場合において、時間外における利用時間が1時間未満のとき、又は1時間未満の端数があるときは、その時間又は端数時間を1時間として計算する。